

【商品先物取引業者の皆様へ】

商品先物取引法に係る事業報告書についてのお知らせ

令和8年6月3日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ
経済産業省商務情報政策局商品市場整備室

「事業報告書」（様式第十一号）の提出時の留意事項について

○「事業報告書」（様式第十一号）を作成する際には、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

事業報告書「2.(1)商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要」に関連して、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」の実施状況（当該事業年度末現在）については、別添「マネロン等ガイドライン対応状況（令和8年3月末）」にご記載の上、ご提出ください。

【昨年度との変更点】

- ・「自社の現状」欄については、差異が「有」の場合のみ詳細を記載し、「無」の場合は記載不要（「－」を入力）としました。

○また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策の重要性に鑑み、今年度以降においても、継続的な対応をお願いいたします。

【問合せ先】

農林水産省

大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

担当：五十嵐、川端、大本、井上

（直）03-3502-5754

経済産業省

商務情報政策局商品市場整備室

担当：橋本、大内、庭山

（直）03-3501-5895